**平成２５年（フ）第２９６号**
高知市朝倉横町20番９―11号
破産者　川添　詢子
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第９３号**
高知県香美市土佐山田町神母ノ木341番地１
破産者　川村　耕司
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第５０８号**
鹿児島県鹿児島市伊敷台５丁目16番15号
破産者　飯牟禮あゆみ
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第５４号**
鹿児島県鹿児島市上福元町6319番地７、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市東郡元町19番10―1102号
破産者　押川　信二
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２５年（フ）第３６４６号**
奈良県天理市守目堂町88―１　村田とせ方、開始決定時の住所大阪市港区築港１丁目３番16号
破産者　三保　博司
1　破産債権の届出期間　平成27年１月６日まで
2　一般調査期日　平成27年２月５日午後３時
平成26年12月３日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１９０号**
神戸市兵庫区荒田町３丁目９番１号　ハイムサワダ302号室、開始決定時の住所神戸市北区有野町唐櫃2014番地
破産者　下野　正人
1　破産債権の届出期間　平成27年１月７日まで
2　一般調査期日　平成27年２月４日午前10時30分
平成26年12月３日
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第７３４号**
埼玉県志木市中宗岡５丁目24番27号　アゼリアアーク203号、住民票上の住所埼玉県志木市柏町４丁目６番28―405号
破産者　寺島　　健
1　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
2　一般調査期日　平成27年１月26日午前11時30分
平成26年12月２日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第８４号**
三重県伊賀市小杉1639番地
破産者　松山　彰宏
1　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
2　一般調査期日　平成27年３月４日午後１時30分
平成26年12月３日　　津地方裁判所伊賀支部

**平成２５年（フ）第５５８７号**
大阪市西成区玉出西２丁目10番22―1005号
破産者　ドリーム・ティこと　西上　　正
1　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
2　一般調査期日　平成27年２月16日午後３時30分
平成26年12月３日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２３４２号**
大阪市浪速区敷津東３丁目10番22号
破産者　株式会社台雅
1　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
2　一般調査期日　平成27年２月23日午後３時
平成26年12月３日
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産管財人変更

**平成２６年（フ）第２２７号**
岐阜県瑞穂市古橋1547番地１
破産者　細野　洋子
破産管財人　岩田　尚之が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　鎚口　　崇
平成26年12月２日　　岐阜地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２２８号**
岐阜県瑞穂市古橋1547番地１
破産者　細野　真司
破産管財人　岩田　尚之が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　鎚口　　崇
平成26年12月２日　　岐阜地方裁判所民事部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２６年（フ）第４２号**
山口県光市三井１丁目５番８号
破産者　瀬頭賢二郎
異議申述期間　平成27年１月19日まで
平成26年12月４日　山口地方裁判所周南支部

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第６９号**
長野県飯田市長野原179番地１
破産者　塩沢　胤男
免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
平成26年12月１日　長野地方裁判所飯田支部

## 特別清算開始

**平成２６年（ヒ）第２０８８号**
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
清算株式会社　Ｆ株式会社
代表清算人　八木　健治
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２６年（ヒ）第１００３号**
兵庫県たつの市揖保町揖保上446番地の１
清算株式会社　ファースト食品株式会社
代表清算人　一鬼　義夫
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

## 特別清算協定認可

**平成２６年（ヒ）第８号**
大津市北大路１丁目７番15号
清算株式会社　信興商事株式会社
代表清算人　磯田　光男
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、平成26年10月17日以降の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、本件協定債権のすべてをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁護士法人三宅法律事務所に預託した金員の残額を弁済原資総額とし、一般債権額（ケーアイ工業、目片信、目片信悟を除く）により按分して各債権者に対する弁済総額を算定する。
⑵　一般債権者は、前項の支払を受けたときは、特別清算会社に対するその余の債権をすべて放棄する。
大津地方裁判所民事部